

<主な出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則による）>

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、指定感染症（COVID-19）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	（その他の感染症） 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性肝炎、水いぼ等	（条件によっては校長が出席停止の措置をとることができる感染症） 医師の許可が出るまで

【第 3 種 その他の感染症について（参考）】

感染性胃腸炎 （ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能）
マイコプラズマ感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能）
溶連菌感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで（適正な抗薬治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能）

